

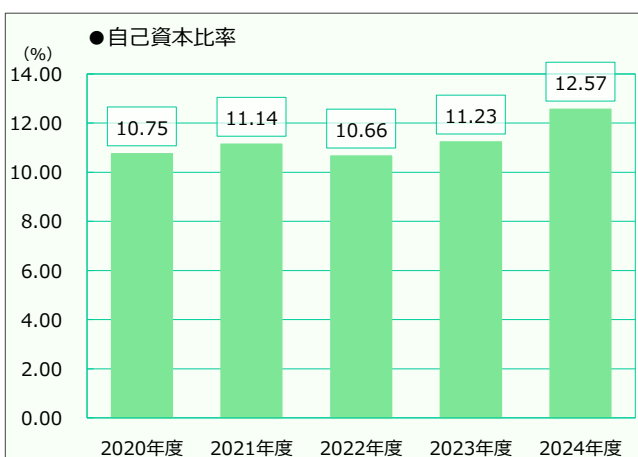
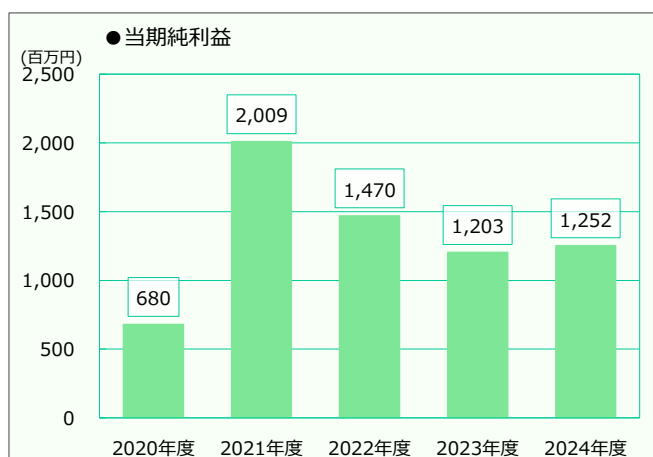
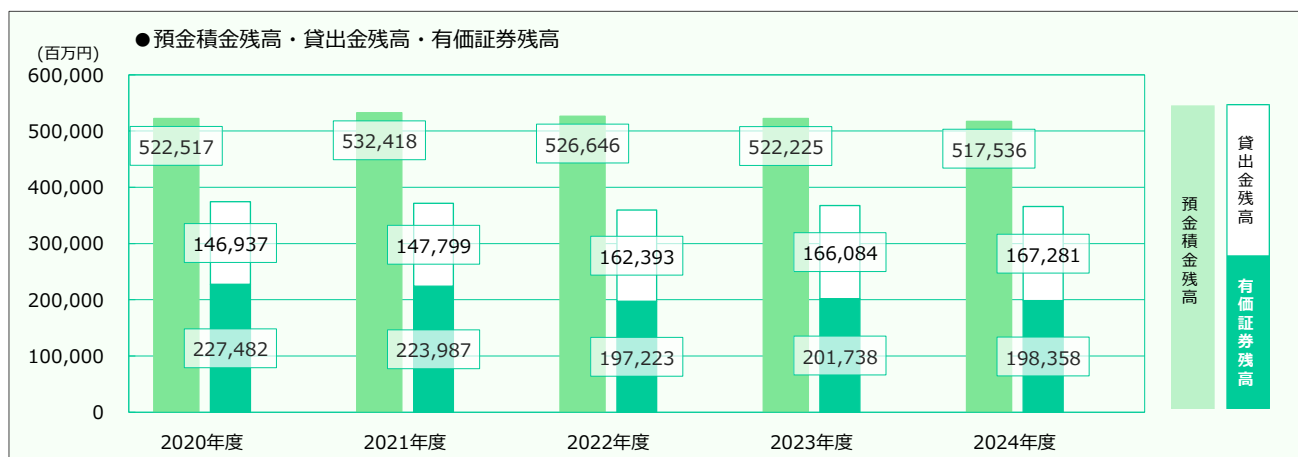
I 財務諸表

● 主要な事業の状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	5,903	7,089	7,067	7,022	6,254
経常利益	821	1,870	1,522	1,214	1,380
当期純利益	680	2,009	1,470	1,203	1,252
純資産額	24,168	23,244	16,828	20,195	18,723
総資産額	568,889	577,892	567,532	553,258	547,116
預金積金残高	522,517	532,418	526,646	522,225	517,536
貸出金残高	146,937	147,799	162,393	166,084	167,281
有価証券残高	227,482	223,987	197,223	201,738	198,358
普通出資総額	2,474	2,456	2,434	2,399	2,370
普通出資総口数（千口）	49,485	49,136	48,682	47,988	47,402
普通出資に対する配当金	24	24	24	23	23
優先出資総額 ^(※)	4,350	4,350	3,300	3,300	3,300
優先出資総口数（千口）	14,500	14,500	11,000	11,000	11,000
優先出資に対する配当金	60	60	46	46	46
自己資本比率（％）	10.75	11.14	10.66	11.23	12.57
役員数（人）	13	13	13	13	13
うち常勤役員数（人）	6	6	6	6	6
職員数（人）	404	404	403	384	379
取引顧客数（人）	219,531	213,341	207,357	200,753	194,301
会員数（人）	33,334	32,522	31,832	30,990	30,285

※ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(1993年(平成5年)5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資のうち8,400百万円を消却しております。(2012年7月9日に2,100百万円、2016年8月5日に2,100百万円、2019年8月2日に2,100百万円、2022年8月3日に2,100百万円。)優先出資の消却を受け、貸借対照表上、優先出資金に計上していた4,200百万円を、その他の出資金に振り替えて計上しています。

業績の推移



I 財務諸表

● 貸借対照表

単位/百万円

科 目	2024年3月末	2025年3月末
(資産の部)		
現金	5,471	4,714
預け金	172,666	169,171
買入金銭債権	565	1,118
有価証券	201,738	198,358
国債	22,337	22,401
地方債	42,490	46,065
社債	56,872	49,134
株式	39	39
その他の証券	79,998	80,718
貸出金	166,084	167,281
割引手形	705	329
手形貸付	16,333	16,335
証書貸付	142,857	143,626
当座貸越	6,188	6,989
その他資産	4,248	3,991
未決済為替貸	152	86
信金中金出資金	2,913	2,913
前払費用	6	5
未収収益	561	626
その他の資産	613	358
有形固定資産	4,207	4,169
建物	1,745	1,660
土地	2,138	2,156
リース資産	69	99
その他の有形固定資産	253	252
無形固定資産	111	112
ソフトウェア	48	49
その他の無形固定資産	62	62
繰延税金資産	893	793
債務保証見返	401	346
貸倒引当金	△ 3,130	△ 2,941
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,921)	(△ 2,668)
資産の部合計	553,258	547,116

単位/百万円

科 目	2024年3月末	2025年3月末
(負債の部)		
預金積金	522,225	517,536
当座預金	6,735	5,886
普通預金	278,583	279,701
貯蓄預金	1,333	1,236
通知預金	635	705
定期預金	219,188	214,812
定期積金	12,881	10,986
その他の預金	2,868	4,207
借入金	9,324	9,316
借入金	9,324	9,316
その他負債	695	765
未決済為替借	288	144
未払費用	109	197
給付補填備金	4	3
未払法人税等	14	14
前受収益	93	107
払戻未済金	36	32
職員預り金	18	21
リース債務	77	110
その他の負債	53	133
賞与引当金	142	147
退職給付引当金	64	60
役員退職慰労引当金	22	27
睡眠預金払戻損失引当金	23	21
偶発損失引当金	67	74
債務保証損失引当金	0	0
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	95	97
債務保証	401	346
負債の部合計	533,063	528,392
(純資産の部)		
出資金	9,899	9,870
普通出資金	2,399	2,370
優先出資金	3,300	3,300
その他の出資金	4,200	4,200
資本剰余金	1,033	1,033
資本準備金	1,033	1,033
利益剰余金	11,192	12,375
利益準備金	2,270	2,391
その他利益剰余金	8,922	9,984
特別積立金	6,597	6,600
(優先出資消却積立金)	(6,597)	(6,600)
当期末処分剰余金	2,325	3,384
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	22,125	23,279
その他有価証券評価差額金	△ 2,176	△ 4,799
土地再評価差額金	246	242
評価・換算差額等合計	△ 1,930	△ 4,556
純資産の部合計	20,195	18,723
負債及び純資産の部合計	553,258	547,116

2005年(平成17年)3月31日に信金中央金庫に対して発行した優先出資150億円につきましては、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(1993年(平成5年)5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資のうち8,400百万円を消却しております。(2012年7月9日に2,100百万円、2016年8月5日に2,100百万円、2019年8月2日に2,100百万円、2022年8月3日に2,100百万円。)優先出資の消却を受け、貸借対照表上、優先出資金に計上していた4,200百万円を、その他の出資金に振り替えて計上しています。

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部除却資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする合同運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	34年～47年
その他	3年～6年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、総与信額が一定額以上の破綻懸念先及び未保全額が一定額以上の破綻懸念先については、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積った上で、当該キャッシュ・フローの金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。さらに、前記の総与信額が一定額以上の破綻懸念先のうち、経営改善計画等の策定により債務者区分が「その他要注先」に上位移した先については、原則として当該経営改善計画等の期間内においては、未保全額に対し前記の引当額算出方法を準用して貸倒引当金を算出し、一般貸倒引当金として計上することとしております。その他の破綻懸念先については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、予め定めている自己査定基準に基づき、営業関連部門が一次査定を実施し、自己査定管理部門が二次査定を実施、当該両部門から独立した自己査定の検証部門が資産査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,405百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び帰属全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2024年3月31日現在）	
年金資産の額	1,832,300 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,853,684 百万円
差引額	△21,384 百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2024年3月31日現在）	0.35%
③補足説明	

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金68百万円を費用処理しております。

- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記2の割合は当金庫の実際の負担割合と一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠資金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 債務保証損失引当金は保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
 - 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
 - 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
 - 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
 - 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金	2,941 百万円
-------	-----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。
 - 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 - 有形固定資産 4,169 百万円 無形固定資産 112 百万円
 - 固定資産の減価における回収可能価額は、将来の事業計画等に基づくキャッシュ・フローや固定資産の正味売却価額等により見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
 - 繰延税金資産 793 百万円
 - 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。
 - 実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
 18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 20 百万円
 19. 有形固定資産の減価償却累計額 6,035 百万円
 20. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機及び営業用自動車については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,704 百万円
危険債権額	7,974 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	217 百万円
合計額	9,896 百万円
 - 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 - 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
 - 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
 - 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は329百万円であります。

I 財務諸表

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

日本銀行共通担保オペレーション（借入金）の担保に供している資産

有価証券 31,878 百万円

銚子市水道事業等収納事務の担保に供している資産

有価証券 300 百万円

現金 24 百万円

定期預金 11 百万円

上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金 14,500 百万円を差し入れております。

24. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 項に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、実行価格補正、側方路線影響加算等により合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△340 百万円であります。

25. 出資 1 口当たりの純資産額 254 円 78 銭

26. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。

これらは、それぞれ信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、常勤会や理事会にて審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部リスク統括課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

当金庫は、市場リスクを的確に把握し厳正に管理するため、市場リスク管理に関する諸規程を整備し、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。

また、当金庫は、統合リスク管理の枠組みにおいて、毎期、理事会が自己資本との整合性を確認したうえで市場リスク限度枠を設定し、その状況を総合企画部リスク統括課が月次でモニタリングすることにより、市場リスク量を適切にコントロールしております。

＜市場リスクに係る定量的情報＞

当金庫において、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金」「借入金」です。これら金融資産、金融負債の市場リスクについて、VaR（観測期間は 5 年、保有期間は 120 日、信頼区間は 99%、分散・共分散法）を用いて、定量的に分析を行っております。

当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。2025 年 3 月 31 日において、当該リスク量の大きさは 9,528 百万円となっております。

市場 VaR は、過去の計測データから統計的手法により計測された推計値であるため、計測されたリスク量と実際の損益データとを四半期毎に事後的に検証し、使用する計測モデルの妥当性について確認しております。また、当該検証結果を受け、使用するモデルの精度を確保するため、補正に必要な乗数を用いて市場 VaR を算出しております。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

これらの情報は総合企画部を通じ、常勤会において定期的に報告されております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（＊１）	169,171	166,782	△2,389
(2) 有価証券	198,308	192,492	△5,815
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	98,571	92,756	△5,815
その他有価証券	99,736	99,736	—
(3) 貸出金（＊１）	167,281	—	—
貸倒引当金（＊２）	△2,941	—	—
差引	164,340	163,027	△1,313
金融資産計	531,819	522,301	△9,517
(1) 預金積金（＊１）	517,536	515,818	△1,718
(2) 借入金（＊１）	9,316	9,124	△191
金融負債計	526,852	524,942	△1,909

（＊１）貸出金、預け金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注 1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

（2）有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 28.及び 29.に記載しております。

（3）貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

（2）借入金

借入金は、変動金利によるものではありません。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注 2）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式等（＊１）	39
組合出資金（＊２）	11
合 計	50

（＊１）非上場株式等については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金	76,771	60,900	11,000	20,500
有価証券	21,905	36,570	55,650	67,747
満期保有目的の債券	17,115	17,478	32,339	31,638
その他有価証券のうち 満期があるもの	4,790	19,092	23,311	36,108
貸出金(※)	42,078	50,510	31,119	36,049
合 計	140,754	147,980	97,769	124,296

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注 4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金(※)	455,581	61,512	13	428
借入金	8	9,308	—	—
合 計	455,589	70,820	13	428

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1 年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	1,736	1,747	10
	地方債	2,699	2,700	0
	社債	51	52	0
	その他	3,000	3,023	23
	小 計	7,488	7,522	33
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	19,454	16,970	△2,483
	地方債	36,276	34,247	△2,029
	社債	13,509	12,772	△736
	その他	21,842	21,243	△598
	小 計	91,082	85,234	△5,848
合 計		98,571	92,756	△5,815

その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	1,610	1,607	3
	国債	1,210	1,207	2
	地方債	—	—	—
	社債	400	400	0
	その他	15,886	12,629	3,256
	小 計	17,496	14,236	3,260
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	42,260	46,573	△4,312
	国債	—	—	—
	地方債	7,088	8,849	△1,760
	社債	35,172	37,723	△2,551
	その他	39,989	43,736	△3,747
	小 計	82,250	90,310	△8,059
合 計		99,747	104,546	△4,799

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	1,954	7	34
国債	1,954	7	34
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	2,993	39	134
合 計	4,947	47	168

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 18,284 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが、12,503 百万円あります。(除く総合口座)

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位: 百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	250
貸倒引当金	6,723
退職給付引当金	214
減損損失	180
減価償却費限度額	59
その他	98
繰延税金資産小計	7,525
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 6,732
評価性引当額小計(注)	△ 6,732
繰延税金資産合計	793
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	793

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2025 年 3 月 31 日)

(単位: 百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※)	—	—	—	—	—	255	255
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	255	255

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

32. 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)」が令和 7 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.7%から、令和 8 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 28.4%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は 10 百万円増加し、法人税等調整額は 10 百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は 2 百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

33. 追加情報

(その他の出資金)

その他の出資金は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成 5 年 5 月 12 日公布法律第 44 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した 4,200 百万円であります。

I 財務諸表

● 損益計算書

単位/千円

科目	2023年度	2024年度
経常収益	7,022,645	6,254,933
資金運用収益	5,230,956	5,414,754
貸出金利息	2,389,516	2,403,449
預け金利息	510,012	715,420
有価証券利息配当金	2,273,182	2,236,938
その他の受入利息	58,244	58,946
役務取引等収益	530,478	566,148
受入為替手数料	191,808	192,670
その他の役務収益	338,669	373,478
その他業務収益	21,327	22,326
国債等債券売却益	7,801	7,582
その他の業務収益	13,526	14,744
その他経常収益	1,239,882	251,704
貸倒引当金戻入益	20,266	93,743
償却債権取立益	126,129	117,821
株式等売却益	1,033,600	39,874
その他の経常収益	59,886	264
経常費用	5,807,951	4,874,269
資金調達費用	45,954	325,446
預金利息	31,882	308,984
給付補填備金繰入額	2,084	1,977
借入金利息	11,899	14,381
その他の支払利息	87	102
役務取引等費用	327,587	342,473
支払為替手数料	55,032	55,038
その他の役務費用	272,555	287,434
その他業務費用	826,143	34,949
国債等債券売却損	811,052	34,090
国債等債券償還損	14,335	-
その他の業務費用	756	859

損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資 1 口あたりの当期純利益金額 25 円 30 銭
- 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(令和 2 年 3 月 31 日) に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。
当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、566,148 千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

● 剰余金処分計算書

単位/円

科目	2023年度 金額	2024年度 金額
当期末処分剰余金	2,325,797,676	3,384,879,272
剰余金処分額	194,171,160	195,898,865
利益準備金	121,000,000	126,000,000
普通出資に対する配当金 (年1.0%)	23,988,970	23,698,865
優先出資に対する配当金 (年0.7%)	46,200,000	46,200,000
特別積立金	2,982,190	-
(優先出資消却積立金)	(2,982,190)	(-)
次期繰越金	2,131,626,516	3,188,980,407

2024 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025 年 6 月 18 日

銚子信用金庫
理事長

森山 博志

● 監査報告

2025 年 6 月 17 日開催の第 116 期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書および承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、千葉第一監査法人の監査を受けております。

● 報酬等に関する事項（報酬体系について）

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および

「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額については、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、対象役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 2024 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	74 百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は 5 名、監事は 1 名です。
2. 左記の内訳は、「基本報酬」70 百万円、「退職慰労金」4 百万円となっています。
なお、「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012 年(平成 24 年) 3

月 29 日付金融庁告示第 22 号) 第 2 条第 1 項第 3 号および第 6 号ならびに第 3 条第 1 項第 3 号および第 6 号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024 年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して 2%以上の資産を有する会社等をいいます。当金庫は、連結子法人等に該当するものではありません。
3. 「同等額」は、2024 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
4. 2024 年度において、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。